

第百十八号議案

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第七百三十三条の十九第三項」を「第七百三十三条の十九第三項第一号」に改める。

第十一条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「によって」を「により」に、「者又は」を「とき、又は」に、「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同項第三号中「者」を「とき。」に改め、同項第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同項第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。